

県民限定「県民支えあい 家族宿泊割」事業

<宿泊事業者向けマニュアル>

割引適用可能期間

2020年12月28日チェックイン～2021年1月11日チェックイン分まで（予定）

「信州版 新たな旅のすゝめ」宿泊割事務局

2020.12.22更新版

<事業概要>

事業の通称	県民限定「県民支えあい 家族宿泊割」事業
事業実施期間	2020年12月28日（月）チェックイン～2021年1月11日（月）チェックイン分まで（予定）

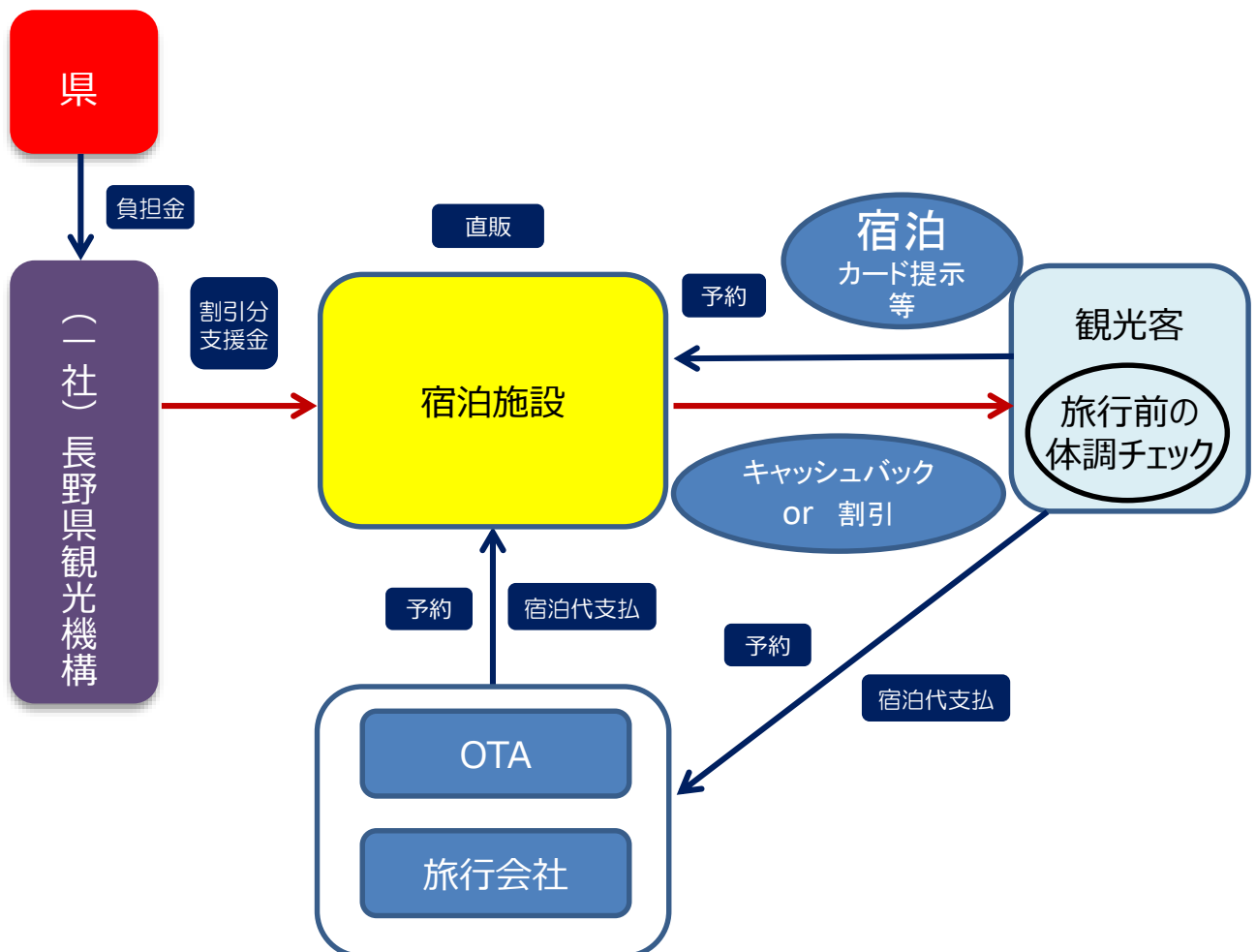
趣旨

今年の年末年始は、同居の家族と穏やかに過ごしていただき、密になりやすい状況を避けるため、旅行などの「分散化」「小規模化」に協力を促し、県民の支えあいの心で身近な宿泊や観光を楽しんでいただくとともに、全国的な新型コロナウイルス感染症の感染者拡大を受け、観光庁が実施するGoToトラベルキャンペーンの一時停止等から、宿泊予約の落ち込みを回復するため、長野県内在住者（在留外国人を含む。以下「県内在住者」という。）を対象とした宿泊料金の割引を行う事業者に対し、支援を実施するために必要な事項を定めるものとする。

■実施内容

県民限定「県民支えあい 家族宿泊割」事業は、長野県在住者（ただし原則として同居の家族に限る）を対象に宿泊旅行代金の割引を実施するものとする。

■実施体制



＜支援対象＞

■対象事業者（「実施要綱」抜粋）

- ・支援金の交付の対象となる対象事業者は、事務局との間に生じるすべての手続きにおいて日本語で対応することができ、登録完了後は速やかに事業実施が可能であること。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、「新型コロナ対策推進宣言」として宣言書を店内・店頭に掲示していること。
- ・旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けている又は、住宅宿泊事業法第22条第1項に規定する登録を受けている長野県内の施設であること。
- ・宿泊者に対して宿泊時に宿泊者が長野県民及び同居の家族であることを確認できる者、長野県が作成した「安心旅人宣言カード」の提示など感染防止の協力を依頼できる者。

■支援対象経費（「実施要綱」抜粋）

- ・支援対象経費は長野県在住者が、長野県内に1泊以上する宿泊旅行代金とする。
- ・対象者は県民限定「県民支えあい 家族宿泊割」であることを明らかにするため、本来の価格又は割引後の販売価格と併せ、割引金額となる支援金額を消費者が明確に認知できるようにすること。
- ・次の各号のいずれかに該当するものは、対象から除くものとする。
 - (1) 国、長野県が事業参加者の宿泊費等の直接経費の全部又は一部を負担して実施するもの
 - (2) 国、長野県が他の団体に業務を委託して前号と同様に実施するもの
 - (3) 宿泊を伴う旅行の催行の実現性が低いと判断されるもの
 - (4) その他、長野県、機構及び事務局が不相当と認めるもの
- ・対象事業者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮すること。また、県民限定「県民支えあい 家族宿泊割」事業対象となる割引の利用に際しては、旅行者が長野県民であり、原則として同居の家族であることの確認を行うこと。

■割引対象者

原則として同居の長野県在住者（一名の利用を含む）

★ただし、長野県が作成する「信州版 新たな旅のすゝめ」の「安心旅人宣言カード」の提示等、新型コロナウイルス感染防止の協力が得られる方に限る。

＜支援対象・割引方法＞

■ 割引対象期間

割引対象期間 令和2年12月28日（月）チェックイン～

令和3年1月11日（月）チェックイン※予定

※ただし12月23日以降に予約された新規の予約分のみ対象

※対象期間は延長になる可能性もありますが、その場合は改めてご連絡致します。

■ 割引額 ★一人当たり1旅行2泊まで

1人1泊当たりの宿泊料金	1人1泊当たりの割引額
5,000円以上10,000円未満	3,000円
10,000円以上	5,000円

※宿泊代金は、精算時の一人当たりの宿泊・飲食代（消費税含む）です。

■ 割引の方法は以下の通りお願いします。

・**事前精算の場合**・・・チェックイン（アウト）時に割引相当額をキャッシュバックしてください。※キャッシュバックされる分は、**事前に事業者でご準備ください。**

※旅行会社、OTAで予約された旅行者への割引は宿泊事業者様にてキャッシュバックの対応をお願いします。（本事業は旅行会社への支援金還付は無いため）またキャッシュバックされる際は、チェックイン時に、宿泊者の代表の方に、別紙の県民限定「県民支えあい 家族宿泊割」事業割引確認書の記入をお願いしてください。

割引確認書がないと支援金のお支払いができませんのでご注意ください。

・**現地精算の場合**・・・販売価格からの割引でご対応ください。

※割引を行う際は、チェックイン時に、宿泊者の代表の方に、別紙の県民限定「県民支えあい 家族宿泊割」事業割引確認書の記入をお願いしてください。

割引確認書がないと支援金のお支払いができませんのでご注意ください。

※併用の可能について

市町村で実施している宿泊割引との併用は、県としては可能ですが、必ず各市町村に対しても併用可能かご確認ください。ただし、県で実施している「宿泊延期促進クーポン」「小さなお宿応援事業」との併用はできません。

<注意事項>

■ 割引にあたって

・今回の割引支援額については一施設あたり**600泊**を上限とします。

上限を超えての販売は精算できませんのでご注意ください。

・旅行者お一人様の割引上限は、**2泊まで**となります。

・GoToトラベルキャンペーン参画事業者は、キャンセル等はGoToキャンペーンのルールに従って運用してください。

・価格表示について

販売にあたっては、当事業を適用していることを明示し、支援金額と割引後の価格が消費者に分かりやすい様に掲示してください。

例：販売料金 5,000円（県民限定「県民支えあい 家族宿泊割」5,000円分の割引適用後の価格です）

・取消料は、観光庁の見解により「割引後」の販売価格を算出基準とすることとされています。ただし、あらかじめ取消料基準を明確にお客様に示し、誤解を与えることがない場合に限り、対象事業者の判断にて「割引前」で算出することができます。

・旅行者の住所確認について

県民限定「県民支えあい 家族宿泊割」は長野県内在住者かつ原則として、同居の家族が対象となります。

チェックイン時に旅行者から運転免許証など身分証明書の提示を受けるなど、住所確認をお願いします。

・旅行者への感染防止の依頼について

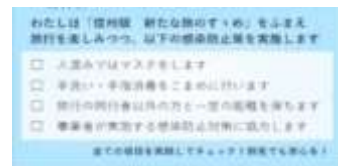
お申込時に旅行者に対して長野県が作成した「信州版新たな旅のすゝめ」(別紙)の「安心旅人宣言カード」の提示及び携行などの依頼をしてください。

【掲載ページ 長野県HP】

https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoki/sangyo/kanko/documents/tabii_201217.pdf



カード見本
←表 裏→



<注意事項>

■その他留意事項

以下の点について、ご留意願います。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮し、旅行・宿泊業界が定める新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン等を参考に、安心・安全な販売手法に留意すること。
- ・不正利用が発覚した場合は、事務局は事実を確認の上、本事業で申請・利用した全ての支援金の返還を求めます。
- ・事務局にて定めたスケジュール等ルールに則って、適正な取り組みにご協力願います。
- ・事務局からの支援金額のお支払いは、できるだけすみやかに支払いを行います。
- ・本事業については、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した事業です。

国の会計検査院の調査対象事業ですので、事業で使用した証票類は報告時に提出の必要がないものについても、支援を受けた翌年度から5年間の保管をお願いします。

■不正利用の防止について

(1) キャンセルに伴う不正の防止

お客様が、旅行・宿泊をキャンセルしたにもかかわらず、対象事業者が当該旅行・宿泊に係る支援金を請求していたことが発覚した場合、不正申請とみなし、支援金の全部又は一部の支払の停止、または支払済みの支援金についてその返還を求めます。

(2) 事務局における実績確認

各対象事業者からご提出いただく実績報告書類をもとに、事務局にてルールに則った取り組みがなされているか確認を行います。不正利用が発覚した場合は、一部または全部の支援を対象外とし、支援金の返還を求めます。

また、ご報告いただいている内容が正当であるかの確認のため、

事務局（または長野県観光機構）による対象事業者への立ち入り検査や関係宿泊施設への宿泊実績確認を行う場合があります。

<請求手続きについて>

■ 支援額の請求申請について

※現在開設準備中ですが、お客様に割引をしていただいた支援額の請求申請については、**精算申請専用フォームを用いてWEBにて申請を受け付けさせていただきます。（2021年1月18日（月）オープン予定。）**
URL等は後日改めて事務局から発信をさせていただきます。

■ 請求手続きのスケジュール

割引実績をお取りまとめいただき、以下のとおり実績の報告及び割引額分の請求手続きをお願い致します。

チェックイン日	1月11日 C/I分まで（予定）
請求期限	2月26日（金） 必着

※2月26日を過ぎると支援金の受付ができませんので必ず2月26日（必着）までに請求手続きを済ませてください。

■ 入金までのスケジュール

申請内容を審査の上、適正と判断したものについては速やかにお振込みを致します。

■ 請求手続きに必要な提出書類

- ①実績内訳シート（様式第6号）
- ②割引確認書（宿泊者がお泊まりの際に必ず宿泊者ご本人（代表者）に記入してもらってください。）

※割引確認書が無いとお支払いができませんのでご注意ください。

上記①実績内訳シート、②割引確認書は下記のURLからダウンロードが可能です。

<https://tabi-susume.com/family/>

※実績報告に必要な提出書類につきましても原則、**精算用フォームに添付していただきWEBにて精算申請をお願い致します。**

WEBでの申請が不可な事業者様に限り下記の様式をご準備いただき郵送にてお送りください。（送料は事業者様ご負担となります。）

■ 郵送での実績報告の場合にのみ別途必要な提出書類

- ①②はWEB申請同様
- ③実績報告書（様式5号）
- ④請求書（様式7号）

上記はいずれも下記からダウンロードできます。

<https://tabi-susume.com/family/>

<問い合わせ先>

「信州版 新たな旅のすゝめ」宿泊割事務局

受付時間 平日 10:00～17:00
(12月30日～1月3日は休業)

事務局 〒380-0813
所在地 長野県長野市緑町1605-18-305

T E L 026-224-0444 (事業者専用)

F A X 026-217-2778

E - m a i l tabi-susume@media-ps.co.jp

ホームページ <https://tabi-susume.com/> 内特設ページを開設
U R L